

文部科学省令第三号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十三条、第四十八条、第五十二条、第五十九条（第七十条及び第八十二条において準用する場合を含む。）、第六十八条及び第七十七条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年三月九日

文部科学大臣 塩谷 立

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第八十一条第一項中「、専門教育を主とする学科」の下に「（以下「専門学科」という。）」を加え、「専門教育を主とする学科を」を「専門学科を」に改める。

第八十三条中「特別活動及び総合的な学習の時間」を「総合的な学習の時間及び特別活動」に改める。

第二百二十六条中「（知的障害者である児童を教育する場合は生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科とする。）」を削り、「特別活動、自立活動並びに」を「外国語活動、」に、「（知的障害者であ

る児童を教育する場合を除く。）」を「、特別活動並びに自立活動」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である児童を教育する場合は、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、道徳、特別活動並びに自立活動によつて教育課程を編成するものとする。

第二百二十七条中「必修教科、選択教科」を「国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科」に、「特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間」を「総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である生徒を教育する場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて教育課程を編成するものとする。ただし、必要がある場合には、外国語科を加えて教育課程を編成することができる。

第二百二十七条第三項を削る。

第二百二十八条中「（知的障害者である生徒を教育する場合は国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語、情報、家政、農業、工業及び流通・サービスの各教科並びに第二百二十九条に規

定する特別支援学校高等部学習指導要領で定めるこれら以外の教科とする。）、特別活動（知的障害者である生徒を教育する場合は、道徳及び特別活動とする。）、自立活動及び総合的な学習の時間」を「、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である生徒を教育する場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語、情報、家政、農業、工業、流通・サービス及び福祉の各教科、第二百二十九条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定めるこれら以外の教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて教育課程を編成するものとする。

第二百二十九条中「教育課程に」を「幼稚部の教育課程その他の保育内容並びに小学部、中学部及び高等部の教育課程に」に改め、「のほか、」の下に「教育課程その他の保育内容又は」を加える。

第二百三十条第二項中「道徳」の下に「、外国語活動」を加える。

別表第三を次のように改める。

別表第三（第八十三条、第八十八条、第二百二十八条関係）

（一）各学科に共通する各教科

各教科	各教科に属する科目
国語	国語総合、国語表現、現代文A、現代文B、古典A、古典B
地理歴史	世界史A、世界史B、日本史A、日本史B、地理A、地理B
公民	現代社会、倫理、政治・経済
数学	数学、数学、数学、数学A、数学B、数学活用
理科	科学と人間生活、物理基礎、物理、化学基礎、化学、生物基礎、生物、地学基礎、地学、理科課題研究
保健体育	体育、保健
芸術	音楽、音楽、音楽、美術、美術、美術、工芸、工芸、工芸、書道、書道
外国語	コミュニケーション英語基礎、コミュニケーション英語、コミュニケーション英語、英語表現、英語表現、英語表現、英語会話
家庭	家庭基礎、家庭総合、生活デザイン
情報	社会と情報、情報の科学

(二) 主として専門学科において開設される各教科

各教科	農 業	工 業	商 業	水 産
各教科に属する科目	農業と環境、課題研究、総合実習、農業情報処理、作物、野菜、果樹、草花、畜産、農業経営、農業機械、食品製造、食品化学、微生物利用、植物バイオテクノロジー、動物バイオテクノロジー、農業経済、食品流通、森林科学、森林経営、林産物利用、農業土木設計、農業土木施工、水循環、造園計画、造園技術、環境緑化材料、測量、生物活用、グリーンライフ	工業技術基礎、課題研究、実習、製図、工業数理基礎、情報技術基礎、材料技術基礎、生産システム技術、工業技術英語、工業管理技術、環境工学基礎、機械工作、機械設計、原動機、電子機械、電子機械応用、自動車工学、自動車整備、電気基礎、電気機器、電力技術、電子技術、電子回路、電子計測制御、通信技術、電子情報技術、プログラミング技術、ハードウェア技術、ソフトウェア技術、コンピュータシステム技術、建築構造、建築計画、建築構造設計、建築施工、建築法規、設備計画、空気調和設備、衛生・防災設備、測量、土木基礎力学、土木構造設計、土木施工、社会基盤工学、工業化学、化学工学、地球環境化学、材料製造技術、工業材料、材料加工、セラミックス化学、セラミックス技術、セラミックス工業、繊維製品、繊維・染色技術、染織デザイン、インテリア計画、インテリア装備、インテリアエレメント生産、デザイン技術、デザイン材料、デザイン史	ビジネス基礎、課題研究、総合実践、ビジネス実務、マーケティング、商品開発、広告と販売促進、ビジネス経済、ビジネス経済応用、経済活動と法、簿記、財務会計、財務会計、原価計算、管理会計、情報処理、ビジネス情報、電子商取引、プログラミング、ビジネス情報管理	水産海洋基礎、課題研究、総合実習、海洋情報技術、水産海洋科学、漁業、航海・計器、

音 楽	体 育	理 数	福 祉	情 報	看 護	家 庭	
音楽理論、音楽史、演奏研究、ソルフェージュ、声楽、器楽、作曲、鑑賞研究	スポーツ概論、スポーツⅠ、スポーツ、スポーツ、スポーツ、スポーツ、スポーツ	理数数学Ⅰ、理数数学、理数数学特論、理数物理、理数化学、理数生物、理数地学、課題研究	社会福祉基礎、介護福祉基礎、コミュニケーション技術、生活支援技術、介護過程、介護総合演習、介護実習、ここからだの理解、福祉情報活用	情報産業と社会、課題研究、情報の表現と管理、情報と問題解決、情報テクノロジー、アログリズムとプログラム、ネットワークシステム、データベース、情報システム実習、情報メディア、情報デザイン、表現メディアの編集と表現、情報コンテンツ実習	基礎看護、人体と看護、疾病と看護、生活と看護、成人看護、老年看護、精神看護、在宅看護、母性看護、小児看護、看護の統合と実践、看護臨地実習、看護情報活用	生活産業基礎、課題研究、生活産業情報、消費生活、子どもの発達と保育、子ども文化、生活と福祉、リビングデザイン、服飾文化、ファッション造形基礎、ファッション造形、ファッションデザイン、服飾手芸、フードデザイン、食文化、調理、栄養、食品、食品衛生、公衆衛生	船舶運用、船用機関、機械設計工作、電気理論、移動体通信工学、海洋通信技術、資源増殖、海洋生物、海洋環境、小型船舶、食品製造、食品管理、水産流通、ダイビング、マリンスポーツ

美術	美術概論、美術史、素描、構成、絵画、版画、彫刻、ビジュアルデザイン、クラフトデザイン、情報メディアデザイン、映像表現、環境造形、鑑賞研究
英語	総合英語、英語理解、英語表現、異文化理解、時事英語

備考

一 (一)及び(二)の表の上欄に掲げる各教科について、それぞれの表の下欄に掲げる各教科に属する科目以外の科目を設けることができる。

二 (一)及び(二)の表の上欄に掲げる各教科以外の教科及び当該教科に関する科目を設けることができる。
別表第五を次のように改める。

別表第五（第二百二十八条関係）

科 (一) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の主として専門学科において開設される各教科

各教科	各教科に属する科目
保健理療	医療と社会、人体の構造と機能、疾病の成り立ちと予防、生活と疾病、基礎保健理療、臨床保健理療、地域保健理療と保健理療経営、保健理療基礎実習、保健理療臨床実習、保健理療情報活用、課題研究

理療	医療と社会、人体の構造と機能、疾病の成り立ちと予防、生活と疾病、基礎理療学、臨床理療学、地域理療と理療経営、理療基礎実習、理療臨床実習、理療情報活用、課題研究
理学療法	人体の構造と機能、疾病と障害、保健・医療・福祉とリハビリテーション、基礎理学療法学、理学療法評価学、理学療法治療学、地域理学療法学、臨床実習、理学療法情報活用、課題研究

(二) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の主として専門学科において開設される各教科

各教科	各教科に属する科目
印刷	印刷概論、写真製版、印刷機械・材料、印刷デザイン、写真化学・光学、文書処理・管理、印刷情報技術基礎、画像技術、印刷総合実習、課題研究
理容・美容	理容・美容関係法規、衛生管理、理容・美容保健、理容・美容の物理・化学、理容・美容文化論、理容・美容技術理論、理容・美容運営管理、理容実習、理容・美容情報活用、課題研究
クリーニング	クリーニング関係法規、公衆衛生、クリーニング理論、繊維、クリーニング機器・装置、クリーニング実習、課題研究
歯科技工	歯科技工関係法規、歯科技工学概論、歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯科技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学、歯科技工実習、歯科技

備考

一 (一)及び(二)の表の上覧に掲げる各教科について、それぞれの表の下欄に掲げる各教科に属する科目以外の科目を設けることができる。

二 (一)及び(二)の表の上覧に掲げる各教科以外の教科及び当該教科に関する科目を設けることができる。

附則

1 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二百二十六条及び第三百三十条第二項の改正規定 平成二十三年四月一日

二 第二百二十七条第一項及び第二項の改正規定並びに第二百二十七条第三項を削る改正規定 平成二十四年

四月一日

三 第八十一条、第八十三条、第二百二十八条、別表第三及び別表第五の改正規定 平成二十五年四月一日

2 改正後の学校教育法施行規則（以下「新令」という。）別表第三の規定は、平成二十五年四月一日以降

高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）に入学した生徒（新令第九十一条（新令第百十三条第一項及び第百三十五条第五項で準用する場合を含む。附則第四項及び第五項において同じ。）の規定により入学した生徒であつて同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程から適用する。

3 前項の規定により新令別表第三の規定が適用されるまでの高等学校の教育課程については、なお従前の例による。

4 平成二十一年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に高等学校に入学した生徒（新令第九十条の規定により入学した生徒であつて平成二十一年三月三十一日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程についての平成二十一年四月一日から新令別表第三の規定が適用されるまでの間における改正前の学校教育法施行規則（以下「旧令」という。）別表第三の規定の適用については、同表（二）の表福祉の項中「福祉情報処理」とあるのは、「福祉情報処理、介護福祉基礎、コミュニケーション技術、生活支援技術、介護過程、介護総合演習、介護実習、こころとからだの理解、福祉情報活用」とする。

5 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に高等学校に入学した生徒（新令第九十条の規定により入学した生徒であつて平成二十四年三月三十一日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程についての平成二十四年四月一日から新令別表第三の規定が適用されるまでの間における旧令別表第三の規定の適用については、旧令別表第三（一）の表数学の項中「数学基礎、数学」とあるのは「数学」と、「数学C」とあるのは「数学活用」とし、同表理科の項中「理科基礎、理科総合A、理科総合B、物理、物理、化学、化学、生物、生物、地学、地学」とあるのは「科学と人間生活、物理基礎、物理、化学基礎、化学、生物基礎、生物、地学基礎、地学、理科課題研究」とし、旧令別表第三（二）の表理数の項中「理数数学探究」とあるのは「理数数学特論」と、「理数地学」とあるのは「理数地学、課題研究」とする。

6 平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間における旧令第二百二十六条及び第三百十条第二項の規定の適用については、旧令第二百二十六条中「編成するものとする。」とあるのは「編成するものとする。ただし、第五学年及び第六学年においては、知的障害者である児童を教育する場合を除き、外国語活動を加えて編成することができる。」とし、旧令第三百十条第二項中「道德」とあるのは「道德

療法の項中「課題研究」とあるのは「課題研究、理学療法情報活用」とし、旧令別表第五(二)の表理容・美容の項中「課題研究」とあるのは「課題研究、理容・美容情報活用」とし、同表「歯科技工」の項中「課題研究」とあるのは「課題研究、歯科技工情報活用」とする。